

令和 8 年度学童保育所入所申請について（お知らせ）

【令和 8 年度の学童保育所について】

入所申請について

- ・入所申請期間、受付場所、受付時間は下記のとおりです。
- ・各長期休暇のみで申請する場合は、その都度申請が必要となります。複数一括申請はできません。
- ・通年入所希望児童が優先です。
- ・申請受付期間経過後も随時受付可能ですが、下記申請期間内に申込みされたかたが優先となります。

（令和 8 年 3 月 1 日以降に申込みされたかたは令和 8 年 5 月以降のご入所となります）

		入所期間（注 1）	申請期間	受付場所	受付時間
通 年		R8. 4. 1～R9. 3. 31	R7. 10. 20(月)～R7. 10. 24(金)	新規：香芝市中央公民館受付会場（注 2）	午前 9 時～午後 7 時
長期 休 暇	①春休み	R8. 4. 1～R8. 4. 5		継続：各学童保育所	放課後～閉所まで（注 3）
	②夏休み	R8. 7. 21～R8. 8. 31	R8. 5. 18(月)～R8. 5. 29(金)	香芝学童事務所・各学童保育所	午前 9 時～午後 6 時
	③冬休み	R8. 12. 24～R9. 1. 6	R8. 10. 26(月)～R8. 10. 30(金)		
	④春休み	R9. 3. 25～R9. 3. 31	R9. 1. 25(月)～R9. 1. 29(金)		

注 1 長期休暇の学童入所期間は、学校の都合により変更することがあります。また日曜日・祝日・夏期（8 月 13 日～15 日）・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）及びその他市が定める日は休日とします。

注 2 香芝市中央公民館受付会場は R7. 10. 20～24 のみの開設です。それ以降の受付場所は香芝学童事務所となります。

注 3 午後 7 時まで延長保育をしていますが、児童が全員帰った時点で閉所します。

○入 所 資 格 市内に在住する小学生で、昼間つねに保護者（両親または、これにかわるかた）が就労などにより不在のため保育できない家庭の児童。

就労時間（勤務時間）については下記の条件を満たしていることが必要です。

○保護者（両親または、ご同居の方）の勤務時間

・全学年・・・勤務時間（通勤時間含む）が午後 3 時 30 分を超える

＊長期休暇（春休み・夏休み等）は勤務時間の条件はありません。

○入 所 決 定 入所の申請があったときは、内容を審査のうえ入所の可否を決定します。

通年・①春休みは令和 7 年 12 月中旬
②夏休み・③冬休み・④春休みは入所希望期間の 2 週間前頃 } 「入所決定通知書」を保護者に送付します。

・定員を超えた際は申請内容を精査し、待機していただくかたには、その旨通知いたします。

○入所申請書類 ①学童保育所入所申請書
②保育を必要とする証明書類
③健康状態について } 3 点は提出必須です。
詳細は 2 ページ目をご覧ください。

※その他に該当者のみ提出していただく書類がございます。

注意事項

- ・継続児童のかた及び待機児童のかたも新たに申請が必要です。
- ・受付期間以前の申請はできません。
- ・提出書類に不備がある場合は受付できません。
- ・入所申請書、勤務証明書又は申立書などに虚偽の記載があった場合は申請を無効とします。
- ・勤務証明書の記載内容について不明な点がある場合は、勤務先に照会することがあります。
- ・申請書類及び勤務内容に変更があった場合は再提出願います。
- ・5 月以降に年度の途中で入所を希望されるかたは、入所希望月の前月 1 日から 20 日の間にお申し込みください。（予約はできません）

該当者のみ

【自営業の方の勤務証明 添付書類について】

- 1、 令和7年度1月1日以降に開業（事業を開始）したかた・・・ ①個人事業の開業届出書（控用）の写し
- 2、 令和6年12月以前に開業（事業を開始）しているかた

①個人事業の開業届出書（控用）の写し

②確定申告書（控え）の写し（令和6年度分）

①②両方必要です。

＊電子申告された場合、申告後に表示される「受取通知」または「メール詳細」をお付けください。

＊令和6年分の事業収入があるものの、確定申告が不要と判断された場合は、確定申告書の代わりに市町村民税申告書（令和7年度）の写しを添えてください（確定申告の要・不要の判断についてはお近くの税務署にお問い合わせください。）

＊令和6年12月以前に開業（事業を開始）しているものの、令和6年分の事業収入が一切なかった場合や、申告書を提出したものの、受付印の押印がないまま申告されたかたなど、後日追加で書類を提出していただく場合があります。

学童保育所について

○開所時間など

- ・ 平日 放課後から午後7時（※午後6時以降のご利用は、延長保育となります。）
- ・ 土曜日 午前7時30分から午後6時
- ・ 学校休業日 午前7時30分から午後7時（※午後6時以降のご利用は、延長保育となります。）
（土・日・祝日を除く）

※日曜日・祝日・夏期（8月13日～15日）・年末年始（12月29日～1月3日）及びその他市が定める日は休日とします。

※午後7時までの保育実施にあたり、原則として保護者及び代理人のお迎えを前提とします。

※午後5時以降は、児童だけでは帰れません。

○延長保育（ご利用される場合は、延長保育申込書を提出していただく必要があります。）

①実施日 学童保育所開所日の月曜日～金曜日

②実施時間 午後6時～午後7時（午後6時30分まで、又は午後7時までをお選びいただきます。）

（保護者の勤務地、勤務終了時間、通勤時間などを考慮し、審査した上で利用の承諾をします。）

○入所の制限

①定員に余裕がない場合 ②入所資格を喪失した場合

③その他学童保育所の利用が困難と認めた場合

（継続児童で学童保育料の未納がある場合や、集団生活が困難、他児童や指導員に危害を加えるなど。）

○費用

①保育料は月額で、出席日数にかかわらず、下記の表の通りです。利用月の翌月20日（休日の場合は翌営業日）に登録口座より振替します。

保育時間	1人目	同一世帯で2人目	同一世帯で3人目
午後6時まで	5,000円	2,500円	無料
午後6時30分まで	6,000円	3,000円	無料
午後7時まで	7,000円	3,500円	無料

※延長保育を希望していない場合でも、お迎えの時刻が午後6時を過ぎたときは、延長保育利用とみなします。

②おやつ代及び教材費等は、月額2,000円を徴収します。出席日数などの日割りは行いませんのでご了承ください。

※1 アレルギーなどの状況により、学童でおやつをお渡しできない場合があります。その場合は、教材費1,000円のみ徴収となり、おやつ持込みをお願いします。

※2 ひと月のうち1度も出席がなかった場合、おやつ代及び教材費の2,000円は不要とし保育料のみ徴収します。

③児童の保険代年額※800円は、入所月に別途徴収します。（※日割りはありません。全員加入していただきます。）

※金額は、変更になる場合があります。

④事故などのため急を要する場合は、医師の手当てを受けていただきます。その場合の実費は、当該児童の保護者の負担となります。

⑤その他、費用が発生する場合は、その都度連絡いたしますので、ご協力をお願いいたします。

⑥学童保育所での保育期間中、児童が物品を破損させた場合、保護者のかたに費用を負担していただきますので、ご了承ください。

保育料減免制度について

世帯が次のいずれかに該当する場合は、保護者からの申請により保育料が減免になります。
入所申請時、又は減免に該当するようになった際に、申請書及び証明書類をすべてそろえて
各学童保育所又は指定管理者事務所まで提出してください。

世帯の状況	減免の対象になる 学童保育料	保育料減免申請書に 添付する書類	減免 する額
生活保護受給世帯	受給開始日の翌月から、適用が廃止された月まで	生活保護受給証明書（※１）	全額
令和７年度市民税非課税世帯 （保護者及び世帯全員が市民税非課税である必要があります。）	令和８年４月分から 令和８年６月分まで	「令和７年度市町村民税非課税証明書」 ※令和７年１月１日以前に本市に転入したかたは不要。 ※令和７年１月２日以降に本市に転入したかたは、令和７年１月１日に住民票のあった市町村から市町村民税非課税証明書を取り寄せてください。	半額
令和８年度市民税非課税世帯 （保護者及び世帯全員が市民税非課税である必要があります。）	令和８年７月分から 令和９年３月分まで	「令和８年度市町村民税非課税証明書」 ※令和８年１月１日以前に本市に転入したかたは不要。 ※令和８年１月２日以降に本市に転入したかたは、令和８年１月１日に住民票のあった市町村から市町村民税非課税証明書を取り寄せてください。	半額

（※１）生活保護受給証明書は、生活支援課（香芝市総合福祉センター）で発行しています。

【減免決定】

減免申請翌月からの適用となります。月を遡っての減免はできませんのでご注意ください。

※決定内容は、「保育料決定通知書」にて通知します。

※保護者から申請がない場合は、保育料の減免はいたしません。添付書類が未提出の世帯や市民税未申告のため課税状況が確認できない世帯は、減免決定ができませんのでご注意ください。

※減免決定のために必要があるときは、世帯の所得の状況等について関係機関に照会します。

※保育料の減免決定を受けた後に世帯状況の変更などにより減免の事由が消滅した場合は、速やかに指定管理者までご連絡ください。

※減免対象は、保育料のみです。保険代、おやつ・教材費などは減免対象外です。

お問合先

〒639-0236 香芝市磯壁２丁目 1071-1 香の池ビル 1-C

香芝市立学童保育所指定管理者

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

香芝学童事務所 電話 0745-71-8015（土日祝日休み）



↑ 当社 HP